

知っていますか??

この職場は

日野市公契約条例が

適用されています!



公契約条例とは??

日野市が発注する工事（業務）請負等の契約において、その現場（職場）に従事される方の

“労働報酬下限額”

(=賃金の下限額) を定め、

労働条件の確保や公共事業の質の向上を図ることを目的とした条例です。

!! あなたの賃金は大丈夫ですか? !!

「この現場(職場)での賃金が労働報酬下限額を下回っている」場合は市や元請業者などに申し出をすることができます。申し出をしたことで不利益な取り扱いを受けることはありません。



＼おかしいなと思ったら…／

!! **申出先** !!

○受注者

○日野市役所 総務課契約係

〒191-8686 日野市神明1-12-1 日野市役所4階

☎042-514-8132 (直通)

公契約条例についての詳細は日野市公式ホームページをご覧ください



日野市 公契約条例

